

批評と紹介

東

マージト・ケナンオール著

オスマン帝国のミッレト制：神話と実態

洋

学

上野 雅由樹

報

かつて前近代のオスマン帝国による非ムスリム支配は、「ミッレト制」という枠組みに従って理解されてきた。このような制度の存在に対して20年以上前から疑問が投げかけられてきたが、それに代わってオスマン帝国の非ムスリム支配構造を明確に説明し得る新たな枠組みはこれまで提示されてこなかった。このような研究動向の中で、文書史料を用いて「ミッレト制」やそれに対する批判の誤りを指摘し、オスマン帝国の非ムスリム支配構造を聖職者徵税請負制（*ruhanî iltizam sistemi*）という枠組みを用いて説明することを試みたのが本書、『オスマン帝国のミッレト制：神話と実態』である。著者、マージト・ケナンオールが2001年にマルマラ大学法学部に提出した博士論文「オスマン国家におけるミッレト制と非ムスリムの法的地位」を基にしている。

本書は、イスタンブル征服前後から改革勅令までという非常に長い期間を考察の対象としており、オスマン帝国側の文書から得られる種々多様な情報が盛り込まれている。3部構成で、第1部では非ムスリム共同体をめぐる制度上の枠組みを、第2部では非ムスリム共同体の長がどのような権力を保持していた（いなかった）のかを、第3部では非ムスリム個人がどのような権利を許されていたのか（制限を受けていたのか）をそれぞれ扱っている。

著者の主要な主張であり、最も注目に値するのは第1部第1章を中心に行なわれている聖職者徵税請負制である。オスマン帝国政府は、非ムスリムに共同体の長を任命する際に貢納金を支払うこと、及び毎年一定額の税を国庫に納めることを義務付けている。これと引き替えに非ムスリム共同体の長は、勅許状を授与されて勅許状に記載された一定の特権を承認され、自身の共同体に対して権力を行使し、共同体から徵稅する権利を得るのである。このようなオスマン政府と非ムスリム共同体の長との関係は、文書史料中では *iltizam* の語を用いて表現される。このことから著者は、政府と共同体の長との関係は、徵稅請負制の一環として説明され得るのであり、非ムスリムの聖職者の長は、政府にとって徵稅請負人であったと主張する。このような関

第八十八卷

二六八

批評紹介上野
係を通じてオスマン政府は、国庫への収入を確保すると同時に、非ムスリム共同体の長を国家の管理下に置いて聖職者による権力濫用を防ぎ、非ムスリム臣民の臣従を得ることを可能にしたという。著者は、オスマン政府と非ムスリム共同体の長とを関係付ける上述の仕組みを聖職者徵税請負制と名付け、このような枠組みを採用することで、オスマン帝国の非ムスリム支配を、「ミッレト制」によって説明されたような一国二制度的な理解から解放する。著者も述べているように、非ムスリム共同体の長が政府によって徵税請負人とみなされていたという観点を最初に提示したのはハリル・イナルジュクである⁽¹⁾。著者は多くの文書史料を読み解くことでこのような見方を発展させ、オスマン帝国による非ムスリム支配の新たな枠組みを提示したのである。

第1部第2章では、東方正教会の6人の総主教（イスタンブル、アレクサンドリア、アンティオキア、ペーチ、オフリド）とアルメニア教会のイスタンブルとエルサレムの総主教、カトリック総主教、プロテstantt共同体、ユダヤ教徒のハハムバシュについて、文書史料から得られる情報をもとにそれぞれの権限や同宗派の他の総主教との関係などが解説される。雑多な情報が並ぶ中で聖職者徵税請負制の主張を支える上では、ペーチ総主教座が東方正教会イスタンブル総主教座に併合された際、それまで前者が国庫に対して支払ってきた額を、後者が引き受けことになった点に関する記述が重要な意味を持つと考えられる。また従来の研究でもたびたび言及されてきたように、オスマン帝国において比較的信徒の少ない宗派は、東方正教会やアルメニア教会のイスタンブル総主教座、あるいはエルサレム総主教座に属していた。著者は文書史料からもこののような帰属関係を確認することが可能であることを明らかにしており、コプトやシリア教会などの帰属をめぐって生じた、東方正教会とアルメニア教会のエルサレム総主教間の争いに関する記述などは非常に興味深い。明示的に述べられてはいないが、このような帰属関係も聖職者徵税請負制の枠組みで理解されるべきものであると考えられる。

続く第2部では、5章にわたってそれぞれ非ムスリム共同体の長の、共同体運営、財政、司法、処罰、私法上の権利が確認され、聖職者徵税請負制の適用可能性が検討される。同時に、これまでの研究で主張してきた非ムスリム共同体自治の有無と、総主教が共同体に対して絶対的な権力を保持していたのかどうかが議論の対象となる。

第八十八卷
二六七
第2部第1章ではオスマン帝国下における非ムスリムの聖職者組織の階層構造が確認された後、総主教権力の性質と聖職者の任免をめぐる力関係が議論される。その結果著者は、総主教などの非ムスリム共同体の長が、共同体の秩序を保つ上で政府やシャリーア法廷の法官の力に依存していたこと、総主教だけでなく府主教の任免も政府によって監督されていたことを論拠に、

総主教の権力が政府から独立したものではなかったと主張する。

第2章では、聖職者徴税請負制との関係から最も重要な意味を持つ財政上の権利が扱われる。総主教や府主教が、ミーリー税と呼ばれる税を共同体から徴収し、それを毎年国庫に納めていたことが指摘されるとともに、聖職者が共同体から得る他の収入源に関しても説明がなされる。一方ユダヤ教徒に関しては、rav akçesi と呼ばれる税が、キリスト教徒の場合のミーリー税に学ぶものであるという解釈が示される。

次に第3章では、近年シャリーア法廷文書を用いた研究が非ムスリムによるシャリーア法廷の利用を次々と明らかにし、非ムスリム共同体法廷の存在に疑問を投げかけていることを受けて、非ムスリム法廷の有無が検討される。著者は、争っている二者に対して総主教や府主教が行い得ると勅許状で認められている *islah* とは、裁きを下すことを意味するのではなく、調停するといった程度の意味に過ぎないという解釈を示し、総主教などの高位聖職者は裁判官 (hakim) ではなく仲裁者 (hakem) であったと述べる。一方で19世紀中頃になると、イスタンブルに限って総主教座で政府の特別な許可の下に裁判が行われたことを文書史料から確認することができるという、研究史上非常に重要な指摘がなされる。

第4章は非ムスリムの聖職者の長は処罰する権利を持ったのか、という問題を扱う。聖職者の長の要求により政府によって科される処罰が、追放や拘禁、懲役などの種類に応じて検討され、聖職者だけに科されたのか一般の信徒にも科されたのかどうか、どのような理由で科されたのかが明らかにされる。種々の処罰の検討から著者は、聖職者の長自身が科すことができる処罰は破門などの精神的なものに限られ、聖職者に対してであっても一般信徒に対してであっても肉体的な処罰を科すためには、政府によって処罰されることを求める必要があったと結論付ける。

最後に第5章では婚姻関係、相続、ワクフの3点が検討される。婚姻関係に関しては、原則として非ムスリムの聖職者が担当したが、宗派間の結婚を防ぐなど秩序を守るために政府の協力が必要になり、離婚の際に争いが生じた場合にはシャリーア法廷を利用する必要となるなど、ここでも政府や法廷の関与が指摘される。また相続を担当したのはシャリーア法廷であったこと、非ムスリムの教会組織がワクフを設定する権利を有していたことが明らかにされる。

以上の第2部での分析を通じて、非ムスリム共同体の長が共同体を管理する上で、いかに政府や法官が関与していたかが明らかにされ、聖職者の長は共同体に対して絶対的な権力を保持していたわけではなく、また彼らによる共同体の運営は、自治と呼べるものではなかったという結論に至る。

批評 第1部、第2部で共同体に焦点があてられていたのに対し、第3部では非ムスリム個人の権利が考察の対象とされ、オスマン帝国下において非ムスリム個人がどのような自由を保持し、また制限を受けていたかが7章にわたって明らかにされる。

と紹介 上野 一方でムスリムと非ムスリムの間で居住地をめぐる係争が生じていたことは、彼らの居住地が分離されていたわけではなかったことを示している、と指摘される。第3章では非ムスリムの職業について、一部の非ムスリムが宮廷医師や通訳、船員といった政府と関わる職についていたことや、アルメニア人、ユダヤ教徒がそれぞれどのような職につくことが多かったか、などといった点が説明される。

第4章では、最初に非ムスリムによるムスリム奴隸保有の禁止に関する事例が紹介された後、たびたび発せられた非ムスリムの服装に関する禁令が扱われる。著者によれば概して服装の規制は、差別的な意味を持つのではなく、ムスリムと非ムスリムを区別するためのものであり、他方で医師や通訳などといった職にある非ムスリムに対しては、服装規制が免除されるなど、必ずしも宗教的な理由のみによって規制が存在したわけではないという。第5章のテーマは酒場と酒である。飲酒自体は許容されるものの、公の場での飲酒や、ムスリムへの売却などが禁じられていたが、これはムスリムに影響が及ぶことを避けることを目的としていたと論じられる。次に第6章で騎乗と武器使用に関する制限について簡単に説明された後、第7章では非ムスリムの支払う税、特にジズヤについて解説がなされる。当初は地域によって征服時に定められた額を払う「定額の」ジズヤと、収入に応じて3等級に分けて支払われたジズヤの2種類が存在したこと、聖職者全員がジズヤを免除されたわけではなく、一部に限られていたことなどが指摘される。さらに19世紀以降聖職者がジズヤの徴収に関するようになり、タンズィマート期の改革によって、ジズヤの徴収が完全に聖職者に任せられるようになったことが明らかにされる。

第八十八卷 二六五 本書の意義は、第一に「ミッレト制」に代わる、オスマン帝国下の非ムスリム支配構造を説明し得る新たな枠組みを提示したという点にある。ベンジャミン・ブロードの「ミッレト制」批判以降20年以上が経過したが、明確に「ミッレト制」のオルタナティヴを示し、非ムスリム共同体支配のあり方を

説明した研究は、管見の限り存在しない。これに対し著者は、文書史料から得られる情報に基づいてオスマン政府と非ムスリム共同体の長との関係を聖職者徴税請負制という枠組みに従って説明した。論証は必ずしも十分ではなく、説明不足な点も見られるが、著者の主張がこれまでの研究動向に一石を投じたことに間違はない。

第二の意義として、これまで疑問の示されることの少なかった非ムスリム共同体自治に対しても、政府の統制を受けた非ムスリム聖職者層という新たな像を提示したことがあげられる。「ミッレト制」批判の後になされた研究は、周囲のムスリム社会との社会的、経済的相互交渉に焦点をあて、かつて見られた閉鎖的な非ムスリム共同体、共同体に強く依存した非ムスリムというイメージを払拭しようとしてきた⁽²⁾。その一方で総主教などのオスマン帝国下の聖職者に対して与えられる説明は、「ミッレト制」批判がなされた後もそれほど変化してはいないように思われる。著者はこのような研究動向を受けて、非ムスリムの共同体（及びそれを代表する聖職者層）が持つ影響力の低さを真っ向から検証したのである。その上で簡単にではあるが、イスタンブル総主教座での裁判やジズヤの徴収といった点で、19世紀前半に非ムスリム聖職者が果たす役割が増大していたことが指摘されており、このような指摘は、タンズィマート以降の改革を理解する上で重要な意味を持つだろう。

これらの意義がある一方で、本書には批判すべき点もいくつか見られる。本書の特徴として、大量の文書史料を用いていることがあげられるが、その一方で非ムスリムに関するこれまでの研究は十分に活用されていない点が見られる。例えば18世紀初頭にエルサレムのアルメニア総主教職をイスタンブルのアルメニア総主教が兼任したことや、アルメニア・カトリックの独立といった問題に関しては、著者が注であげているサンジアンやベイディルリの研究で既に指摘、検討されている。ところが著者は、これらの研究を軽視し、自ら収集した文書史料から得られる情報を軸に上記の問題を扱おうとする。しかし利用している文書史料から得られる情報が断片的であるため、記述内容に多少の混乱が生じてしまっているのである。著者が紹介している文書史料の内容には興味深いものが多いだけに、これまでの研究蓄積を十分に理解した上で提示されれば、本書の意義はさらに高まったに違いない。この点に関してさらに言えば、ケナンオール同様オスマン帝国側の文書を用いて非ムスリムについて研究しているヤズ・エルジャンの研究に関しては、参考文献に論文を何点かあげているものの、2001年刊の研究書⁽³⁾に対する言及はない。しかし、文書史料を用いてオスマン帝国下の非ムスリムについて研究したエルジャンの著書は、非ムスリム共同体の長に関する説明や、税、職

業に関する記述など本書と重なる部分も多い。本書の独自性を損なうほどではないとはいえる、類似した研究が先に出版された以上、何らかの形で言及するべきではないだろうか。

また、非ムスリム共同体の長は政府の統制を強く受けており、それ故に非ムスリム共同体の運営は自治と呼べるものではなかったと著者は主張する。このような主張はある程度は有効性を持つと考えられる。しかし著者が用いている史料は、非ムスリム側が提出したものであれオスマン政府側が発行したものであれ、非ムスリムと政府との関係上作成されたものに限られており、そのため非ムスリム共同体に対する政府の関与が読み取れるのは当然で、(存在すると仮定して)政府が関与せず、非ムスリム共同体内部で処理された問題にこれらの史料が言及する可能性は低い。そのため非ムスリム共同体自治に関して著者が用いたような史料のみから結論を出すことは早計であるように思われる。確かにオスマン語文書に加えてギリシア語やアルメニア語などの非ムスリム諸言語の史料を全て用いることは個人の手に余るかもしれない。だが非ムスリム側の史料を用いた研究を積極的に活用することで、このような不足はある程度解消することができるだろう。

非ムスリム共同体の長に対する政府の統制という点に関して言えば、著者は、非ムスリム聖職者の長が共同体を管理する上でいかに政府や法官に依存していたかを示そうとしている。しかし、著者が示す事例からは、実力行使や最終的な処罰は政府や法官に任せるとしても、それまでの過程において共同体の秩序を守るために、政府の命令によってではなく独自に努力している非ムスリム聖職者の姿を読み取ることも可能である。聖職者が果たす役割を評価してはじめて、著者が提唱する聖職者徴税請負制の存在意義も理解されるのではないだろうか。

これらの批判があるとはいえる、本書は、オスマン帝国の非ムスリム臣民を扱う研究者にとって必読の書であることは間違いない。本書の主要な主張がさらなる検証を経て、トルコ語を解さないギリシア史、アルメニア史の研究者も参照できる形で提示されることで、オスマン帝国の非ムスリム支配構造に関する新たな議論が展開されることを期待したい。

第八十八卷 註

- (1) Halil İnalçık, "The Status of the Greek Patriarch under the Ottomans," *Turcica*, vol. 21-23, 1991.
- (2) 例えば Daniel Goffman, "Ottoman Millets in the Early Seventeenth Century," *New Perspectives on Turkey*, vol. 11, 1994; 黒木英充「ギリシャ正教=カトリック衝突事件——アレッポ、1818年——」『アジア・アフリカ

言語文化研究』48・49号, 1995年。またシャリーア法廷文書を用いた研究も、このような傾向にあると考えられる。Najwa al-Qattan, "Dhimmis in the Muslim Court: Legal Autonomy and Religious Discrimination," *International Journal of Middle East Studies*, vol. 31, 1999.

(3) Yavuz Ercan, *Osmanlı Yönetiminde Gayrimüslimler*, Ankara, 2001.

Macit Kenanoğlu, *Osmanlı Millet Sistemi: Mit ve Gerçek*, Klasik, İstanbul, 2004, xvi + 422p.